

埼玉県農林公園指定管理者募集の質問事項に対する回答

令和2年8月28日

| 番号 | 質問内容（要旨） | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 「木育ひろば」での木育指導等について教えて欲しい。 | <p>「木育ひろば」での木育指導等は、当初、指定管理業務に含める予定だったが、改めて業務の性質等を考慮した結果、指定管理業務に含めないこととした。このため、「木育ひろば」での木育指導等については、事業計画に記載する必要はない。</p> <p>なお、「木育ひろば」を含む木材文化館の施設・設備の維持管理（清掃や軽微な修繕、設備点検等）は指定管理業務に含まれる。</p> |
| 2 | 「木育ひろば」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策のため、現在休止している。令和3年4月から再開する認識で良いのか。 | <p>「木育ひろば」は、換気に課題があるため、現在休止している。この課題の解決、又は新型コロナウイルスに係る何らかの劇的な状況改善があれば再開を考えている。</p> <p>今回の募集に当たっては、令和3年4月からの再開を前提として指定管理者業務の一部として位置づけている。</p> |
| 3 | 農林公園のトイレは何か所あるのか。 | 施設内に3か所、屋外に3か所、合計6か所ある。 |

| 番号 | 質問内容（要旨） | 回 答 |
|----|----------------------------|---|
| 4 | 公園の利用者は、芝生広場にテントを設置してよいのか。 | すぐ畳める簡易なテントは設置を認めている。 ただし、杭を打つような本格的な形式のテントの設置は認めていない。 |
| 5 | ほ場に獣害は発生しているのか。 | 発生している。 サツマイモ畑にイノシシが出現したため、電気柵を設置して対応している。 |

令和2年9月2日

| 番号 | 質問内容（要旨） | 回 答 |
|----|---|--|
| 6 | 資料3「指定管理に関する仕様」にある、木材文化館での展示とは、どこで、何をどのように行うのか。 | 木材文化館の2階での埼玉県 <small>の</small> 森林や木材などに関する展示、「木育ひろば」での大型木製遊具などの展示、及び玄関ホール等を活用した魅力ある木工品等の展示を想定している。 |

| 番号 | 質問内容（要旨） | 回 答 |
|----|---|---|
| 7 | 資料3「指定管理に関する仕様」にある、木材文化館内での来園者への説明等とは、具体的にどのようなを行うのか。 | <p>埼玉県内の森林や木材、「木育ひろば」などの資料を充実させ、玄関ホールなどにおいて、来園者が入手できるようにすることや、来園者から質問があった場合や詳細な説明を求められた場合に、それに対応することを想定している。</p> |
| 8 | 木材文化館内の遊具等の活用はどうするのか。 | <p>これまでと同様に、木育指導を行う団体に県が「木育ひろば」の運営を委託し、木材文化館内で「木育ひろば」を開催する際に遊具等を使用することを想定している。</p> <p>なお、木材文化館内での開催が困難な場合は、子供が集まる公共施設や保育園などに遊具等を短期間貸し付けることを検討している。</p> |
| 9 | 資料3「指定管理に関する仕様」にある「植栽管理」について実施回数欄に適宜と記載されているが、芝刈、剪定、間伐はどの程度実施すれば良いのか。 | <p>来園者の安全確保はもとより、美しい景観を保てるよう実施していただきたい。</p> <p>芝刈については、天候によって生育状況が異なるが、年に3～4回程度は必要と考えている。</p> <p>剪定、間伐については、樹種や植栽密度などによって実施回数に違いがあるので、一概には言えないと考えている。</p> |